

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年12月28日（平成27年（行情）諮問第786号）

答申日：平成28年9月9日（平成28年度（行情）答申第304号）

事件名：特定期間に租税特別措置法40条の規定による国税庁長官の承認があった事案に係る承認申請書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年8月1日から平成27年8月13日までの間に租税特別措置法第40条に規定する国税庁長官の承認があった事案に係る承認申請書（添付書類を除く）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月16日付け課資4-185により、国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った本件対象文書の不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、本件対象文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由の要旨

本件異議申立ての理由の要旨は、異議申立書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

異議申立人が請求した文書を不開示しないこととした原処分は、法5条1号及び2号イの解釈適用を誤ったものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、処分庁に対して、「平成27年8月1日から平成27年8月13日までの間に租税特別措置法第40条に規定する国税庁長官の承認があった事案に係る承認申請書（添付書類を除く）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

2 原処分について

処分庁は、平成27年9月16日付け課資4-185により、以下の理由でその全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

- (1) 本件対象文書に記載されている情報は、全体として本件対象文書を提出した個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号の不開示情報に該当すること。

- (2) 本件対象文書には、本件対象文書を提出した個人に関する情報のほかその相手方である法人の情報が記載されており、これを公にした場合には、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法5条2号イの不開示情報に該当すること。

これに対して異議申立人は、原処分を取り消し、開示を求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

3 本件対象文書等について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、租税特別措置法40条1項後段に規定する承認を受けようとする者が、国税庁長官に提出しなければならない文書（以下「承認申請書」という。）である。

なお、本件対象文書には、下記(2)①ないし③の要件を満たすことを確認するために、申請者（寄附者）個人に関する情報及び贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）により財産を取得する一定の公益を目的とする事業を行う法人（以下「公益法人等」という。）に関する情報が記載されている。

(2) 租税特別措置法40条1項後段に規定する承認について

法人に対する贈与等により、個人が有する土地、建物などの譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合には、その時における価額で当該資産の譲渡があったものとみなされ、譲渡所得等が生じることとなる。

しかしながら、公益法人等に対する財産の贈与等で、①当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること、②当該贈与等に係る財産が、当該贈与等があった日から2年を経過する日までの期間内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること、及び③当該贈与等をする事により、当該贈与等をした者又はその親族等の税の負担を不当に減少させる結果とならないことを満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、所得税法59条1項1号の規定の適用について、当該財産の贈与等がなかったものとみなされ、これに係る譲渡所得等が非課税となる。

したがって、承認申請書を提出する者は、譲渡所得等が生じている者であって、所得税の納税義務のある者であるため、同申請書は所得税の確定申告書と同様の性質を有する書類である。

4 本件対象文書の不開示情報該当性

(1) 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定してい

る。

本件対象文書には、申請者（寄附者）個人に関する情報として、贈与等をした者の氏名・住所（居所）・贈与等をした年月日、贈与等をした財産の種類・所在地・数量・取得年月日・取得価額・当該贈与等の時における価額・公益法人等における使用目的・使用開始（予定）年月日などが記載されている。

当該情報は、それ自体が申請者（寄附者）である特定の個人を識別できる情報であり、又は当該個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、当該個人を識別することができる情報であると認められるため、当該情報は、法5条1号に規定する不開示情報に該当する。

（2）法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書には、公益法人等に関する情報として、贈与等により財産を取得する公益法人等の名称・主たる事務所の所在地・事業の目的・設立（予定）年月日、寄附者及び当該親族の公益法人等における地位等、公益法人等の事業運営に関する明細、公益法人等の租税特別措置法施行令25条の17第6項1号に規定する役員等の氏名・住所・当該役員等に係る同号に規定する親族等に関する事項などが記載されている。

当該情報は、当該公益法人等の内部情報である法人組織、財務状況及び経営状況に関する情報などであり、当該情報が公となると、贈与等により財産を取得した特定の公益法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、当該情報は、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する。

5 結論

以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、法5条1号及び2号イの不開示情報に該当すると認められることから、その全部を不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年1月13日 審議
- ④ 同年4月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月8日 審議
- ⑥ 同年9月1日 審議

⑦ 同月 7 日

審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 27 年 8 月 1 日から同月 13 日までの間に租税特別措置法 40 条に規定する国税庁長官の承認があった事案に係る承認申請書であり、処分庁は、法 5 条 1 号及び 2 号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書には、①当該承認を受けた特定の個人に関する情報、②当該特定の個人が贈与等をした財産に関する情報及び③特定の個人から財産の贈与等を受けた公益法人等に関する情報が記載されているものと認められる。

(2) 本件対象文書について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、租税特別措置法 40 条 1 項後段に規定する承認を受けようとする者が国税庁長官に提出しなければならない承認申請書であり、一定の要件を満たすことを確認するために、申請者（寄附者）個人に関する情報及び贈与等により財産を取得する公益法人等に関する情報が記載されている。

イ 処分庁においては、本件対象文書に記載されている情報は、全体として本件対象文書を提出した個人に関する情報であり、法 5 条 1 号の不開示情報に該当すると判断し、さらに、相手方である法人の情報は、これを公にした場合には当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、法 5 条 2 号イの不開示情報にも該当すると判断し、本件対象文書を不開示とする原処分を行った。

ウ 本件対象文書に記載された財産の贈与等をした者の氏名・住所（居所）・贈与等をした年月日、贈与等をした財産の種類・所在地・数量・取得年月日・取得価額・当該贈与等の時における価額等の情報は、それ自体が申請者（寄附者）である特定の個人を識別できる情報であり、又は当該個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、当該個人を識別することができる情報であると認められるため、当該情報は、法 5 条 1 号に規定する不開示情報に該当する。

エ また、本件対象文書には、贈与等により財産を取得する公益法人等の名称・主たる事務所の所在地・事業の目的・設立（予定）年月日、寄附者及び当該親族の公益法人等における地位等、公益法人等の事業

運営に関する明細，公益法人等の租税特別措置法施行令25条の17第6項1号に規定する役員等の氏名・住所・当該役員等に係る同号に規定する親族等に関する事項などが記載されている。

公益法人等が贈与等により財産を取得した場合，法人によってはその旨をウェブサイト等において開示しており，本件対象文書に記載された公益法人等に関する情報を公にした場合，当該ウェブサイトの情報等，他の開示情報と照合することにより，当該公益法人等に対して財産の贈与等を行った個人を特定することが可能となるばかりか，その結果，当該個人が租税特別措置法40条1項後段に規定する承認を受けるための税務手続を行っている事実が明らかとなることから，当該公益法人等に関する情報は，他の情報と照合することにより，当該個人を識別することができる情報であると認められるため，当該情報は，法5条1号に規定する不開示情報に該当する。なお，公益法人等に関する情報が，法5条2号イに規定する不開示情報にも該当することは，理由説明書（上記第3の4（2））のとおりである。

- (3) 当審査会において見分したところ，本件対象文書は，租税特別措置法40条の国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置（以下「本件特例措置」という。）の適用要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた事案に係る承認申請書であり，当該承認を受けた特定の個人ごとに，①住所，氏名，生年月日，職業及び電話番号，②各特定の個人が贈与等をした財産について，その種類，所在地，数量，取得年月日，取得価額及び当該贈与等の時における価額等並びに③各特定の個人から財産の贈与等を受けた公益法人等の情報が記載されている。

また，財産の贈与等を受けた公益法人等の情報には，その名称，所在地，事業の目的，設立（予定）年月日並びに贈与等を受けた財産の使用開始（予定）年月日及び使用目的等の外，当該公益法人等の役員・従業員に関する情報，所有する資産に関する情報及び事業の内容・規模に関する情報等が記載されている。

- (4) そこで，以下検討する。

ア 法5条1号該当性について

- (ア) 本件対象文書は，租税特別措置法40条の国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置（本件特例措置）の適用要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた事案に係る承認申請書であり，当該承認を受けた特定の個人ごとに，住所，氏名，生年月日，職業及び電話番号（上記（3）①）とともに，各個人が贈与等をした財産について，その種類，所在地，数量，取得年月日，取得価額及び当該贈与等の時における価額（上記（3）②）並びに各

特定の個人から財産の贈与等を受けた公益法人等の情報（上記（3）③。下記イに該当するものを除く。）等が記載されているところ、これらの情報は、当該承認を受けた特定の個人ごとに、その全体が一体として承認申請者である特定の個人に関する情報であり、法5条1号本文前段の個人に関する情報と認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとはいえないから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

（イ）法6条2項の部分開示について検討すると、上記（3）①については、特定の個人を識別することができることとなる部分であることから、部分開示をすることはできない。また、上記（3）②及び③（下記イに該当するものを除く。）については、これらを公にした場合、特定の個人を識別することができるもの、又は、一定の者には当該個人を特定する手掛かりとなるものであり、当該個人が本件特例措置の適用を受けたことを知られ、当該個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、部分開示をすることはできない。

イ 法5条2号イ該当性について

上記（3）③のうち、特定の個人を識別することができるもの、又は、一定の者には当該個人を特定する手掛かりとなるものに該当しないものについては、これらを公にすることにより、当該公益法人等が特定され、ひいてはその内部情報である法人組織、財務状況及び経営状況が明らかとなつて、当該公益法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、当該情報は、法5条2号イに規定する不開示情報に該当する。

（5）以上のことから、本件対象文書については、法5条1号及び2号イの不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子